ACSES ニュースレター_２２１２号（2021 年 11 月 18 日）

発行：NPO 法人教育研究機関化学物質管理ネットワーク（ACSES）事務局

―目次（16 頁）―

[1] 化学物質関係事故、事件関係
◇理科の実験中、塩素吸い込み生徒７人救急搬送　甲南女子中学〈新聞報道〉
◇スポーツクラブ消毒の薬剤で塩素ガス発生か 児童ら 21 人のどに痛み〈新聞報道〉
◇[職場のあんぜんサイト]「化学物質による災害事例」を更新しました。〈厚生労働省〉
◇その他の事故、事件
・大和ハウス工業に営業停止命令 受験条件満たさず国家資格取得〈放送報道〉
◇事故、事件の続報
・日大背任事件 日大の田中理事長側に少なくとも 9000 万円提供か〈放送報道〉／日大理事長、８０００万円無申告か…医療法人側から「謝礼」受領〈新聞報道〉
◇事故・事件対策、措置、訴訟等
・着衣着火に御用心！ 毎年約 100 人の方が亡くなっています！-火に近づき過ぎない！ 火力の調節、適切な服装で事故予防-〈消費者庁〉
□大災害、原発事故対策
[福島原発事故]
・食品中の放射性物質の検査結果について（１２６２報）（東京電力福島原子力発電所事故関連）〈厚生労働省〉
[原子力施設全般]
・核ごみ調査、１７日で１年　混迷続く処分地選定―北海道２町村〈Web 報道〉
・世界初の処分場、フィンランドに　日本、「住民意思の尊重」課題―核のごみ〈Web 報道〉
・高浜原発 3、4 号機用の MOX 燃料、仏から到着　2017 年以来〈新聞報道〉
[大災害対策]
・盛り土は許可制、罰則に懲役刑も　熱海土石流受け、静岡県が新条例〈Web 報道〉
・「ユニークな夢」と笑われても　台風制御の研究者はあきらめない〈新聞報道〉
[2] [特集] 新型コロナウイルス感染症
[状況]
◇省庁発表
[対策・予防]
◇省庁発表
◇ワクチン、検査薬、治療薬等
◇大学等関係
◇マスコミ報道　見出し
[3] 環境関連法改正情報
◇環境関連法改正情報（2021年10月分）を更新しました〈産業環境管理協会〉
[4] 特定物質等の規制等によるオゾン層の保護に関する法律第四条第二項の規定に基づき製造数量の許可申請受付期間を定める件（経済産業省告示第 223 号）〈官報〉
[5] 「化審法の施行状況（令和2年）」を公開しました。〈経済産業省〉
[6] 化管法SDS制度に関するQ&Aの更新について〈経済産業省〉
[7] 健康安全
◇世界の喫煙者、減少傾向続く　人口増でも、WHO 歓迎〈Web 報道〉
[8] 農薬
◇農薬登録情報ダウンロードを更新しました。〈農林水産消費安全技術センター〉
[9] 肥料

八手（ヤツデ）

◇肥料の登録の有効期間を更新した件（農林水産省告示第 1979 号）〈官報〉
◇生産業者及び輸入業者の住所の変更に係る届出があった件（農林水産省告示第 1980 号）〈官報〉
◇肥料の登録が失効した件（農林水産省告示第 1981 号）〈官報〉
［10］食品安全衛生関係
◇食品安全関係情報を更新しました〈内閣府食品安全委員会〉
◇食品安全情報（化学物質） No.23 (2021)を掲載しました。〈国立医薬品食品衛生研究所〉
◇食品関連情報（食品中の化学物質に関する情報）〈国立医薬品食品衛生研究所〉
◇「「食品中の食品添加物分析法」の改正について」の一部訂正について（令和3年11月11日薬生食基発1111第1号・薬生食監発1111第1号）〈厚生労働省〉
［11］調査、公募、意見募集等
［公募、意見募集等］　１件
［12］その他省庁発表　２件
［13］関連会議等の開催案内、開催記録・報告、資料等
［開催案内］　４件　［開催記録、報告、資料等］　１件
［14］その他
◇インフルエンザ、感染症関係：３件　◇新化学物質、化学物質新利用技術等：１件　◇その他：１件
［付録］
◇日大背任事件 日大の田中理事長側に少なくとも 9000 万円提供か〈放送報道〉／日大理事長、８０００万円無申告か…医療法人側から「謝礼」受領〈新聞報道〉

****

［1］***化学物質関係事故、事件関係***

◇理科の実験中、塩素吸い込み生徒７人救急搬送　甲南女子中学
＜神戸新聞　2021 年 11 月 5 日＞　https://www.kobe-np.co.jp/news/sougou/202111/0014820392.shtml
５日正午ごろ、神戸市東灘区森北町５の甲南女子中学校で、塩酸を電気分解する理科の実験後、片付けをしていた２年の女子生徒７人が塩素を吸うなどして体調不良を訴え、救急搬送された。同校によると、６人は軽症、１人は中等症という。
同校によると、教師１人が立ち会う中、生徒３９人が６班に分かれて実験。使用した液体を流し台に捨てる際、一部の生徒が塩素を吸い込んだとみられる。同校は「生徒のケア、実験手順の確認をし、再発防止に努めたい」としている。

◇スポーツクラブ消毒の薬剤で塩素ガス発生か 児童ら 21 人のどに痛み
＜京都新聞　2021 年 11 月 16 日＞　https://www.kyoto-np.co.jp/articles/-/678864
大津市打出浜の大津イトマンスポーツクラブで１０月、プールを利用していた小学生から高校生計２１人がのどの痛みや息苦しさなどを訴え、うち１人が入院していたことが１６日、分かった。隣接するジャグジーの消毒作業に用いた薬剤の影響で二酸化塩素ガスが発生したとみて、市保健所が調べている。
同クラブによると、１０月２８日、２階ジャクジーからレジオネラ菌が検出されたため、二酸化塩素剤を使用して消毒したところ、プールを使用していた児童や生徒がのどの痛みなどを訴えた。入院した利用者は既に退院したという。
市保健所は同２９日に立ち入り調査を実施し、薬剤使用により二酸化塩素ガスが発生したとみて、使用方法に問題がなかったか調べている。
同クラブの濱田和哉所長は「薬剤に対する知識を深め、再発防止に努めたい」としている。

◇[職場のあんぜんサイト]「化学物質による災害事例」を更新しました。
＜厚生労働省　2021年11月8日＞　https://anzeninfo.mhlw.go.jp/anzen/sai/sai_new211110.html
労働災害事例 令和3年11月8日追加分（16件）が掲載された。
物質名ごとのリスト　→ https://anzeninfo.mhlw.go.jp/user/anzen/kag/saigaijirei.htm

---

◇その他の事故、事件

・大和ハウス工業に営業停止命令 受験条件満たさず国家資格取得
＜NHK　2021 年 11 月 18 日＞　https://www3.nhk.or.jp/news/html/20211117/k10013351951000.html
大手住宅メーカーの「大和ハウス工業」の社員、およそ 370 人が国家資格の受験条件を満たしていないのにもかかわらず資格を取得していた問題で、国は来月 2 日から 22 日間にわたって、電気や配管工事などの営業を停止するよう命じました。
大和ハウス工業ではおととし、工事現場の責任者などに必要な「施工管理技士」という国家資格について、合わせて 371 人の社員が実務経験の年数など試験を受ける条件を満たしていないのにもかかわらず受験し、資格を取得していたことが発覚しました。
これについて国土交通省は法律に基づき 17 日、大和ハウス工業に対して来月 2 日から 22 日間、電気や配管工事などの営業の停止を命じました。
この間、大和ハウス工業は東京や大阪など 25 の都道府県で、住宅やオフィスの照明やコンセントの取り付けなどで、新規の契約ができなくなります。
一方、すでに契約を結んでいる工事については予定どおり行えるということで、会社では影響は限定的だとしています。
大和ハウス工業は「今回の処分を厳粛に受け止め、信頼回復に努めていきます」とコメントしています。

◇事故、事件の続報

・日大背任事件 日大の田中理事長側に少なくとも 9000 万円提供か
＜NHK　2021 年 11 月 18 日＞　https://www3.nhk.or.jp/news/html/20211118/k10013352031000.html
・日大理事長、８０００万円無申告か…医療法人側から「謝礼」受領
＜読売新聞　2021 年 11 月 17 日＞　https://www.yomiuri.co.jp/national/20211116-OYT1T50321/
　日本大学の田中英寿理事長（７４）が昨年までの３年間に、同大付属病院を巡る背任事件で逮捕・起訴された医療法人前理事長らから、病院の調達に参入したことへの「謝礼」などとして少なくとも８０００万円を受領した疑いのあることがわかった。東京地検特捜部は、田中理事長が謝礼金などを税務申告しておらず、所得税法に抵触する可能性があるとみて、国税当局と連携して資金の流れの解明を進めている。

---→ *末尾［付録］*

◇事故・事件対策、措置、訴訟等

・**着衣着火に御用心！ 毎年約 100 人の方が亡くなっています！**
-火に近づき過ぎない！ 火力の調節、適切な服装で事故予防-
＜消費者庁　2021 年 11 月 17 日＞
https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_safety/caution/caution_055/#wearing_clothes
着衣着火
料理中のこんろの火が袖口に燃え移るなど、何らかの火源から身に着けている衣類に着火する着衣着火により毎年約 100 人の方が亡くなっています。そのうち 8 割以上が 65 歳以上の高齢者です。また、消費者庁・独立行政法人国民生活センターに寄せられた着衣着火の事故情報のうち、約 6 割が入院を必要とする事故でした。
これから寒くなり、ガスこんろでの鍋料理やストーブなどの暖房機器等で火を扱う機会が増えることが予想されますが、空気の乾燥により火災が発生しやすい季節です。火を扱う際は、以下のことに注意して着衣着火を防ぎましょう。

·**火に近づきすぎない**ようにしましょう。手を伸ばしたり、かがんだりすると、意図せず体が火に接近する可能性があります。
·**火力の調節とこまめな消火**を心掛けましょう。調理の際は、炎が鍋底からはみ出さないように気を付けてください。「ながら掃除」などはせず、火のそばで作業をするときは一度消火しましょう。
·**服装に注意**しましょう。袖口やすそが広がっている衣服、ストールなど垂れ下がるものは、火を扱う際には身に着けないようにしましょう。また、衣服の**表面が毛羽立った素材は表面フラッシュ(※)にも注意**が必要です。
·**火の周囲にも注意**してください。風が吹くような場所は、着火すると燃え広がり大変危険です。また、引火し易い液体等が付着したままの服で火に近づかないでください。

万が一、着衣着火が起きたら、脱ぐ・叩く・水をかけるなどして早急に消火してください。**やけどを負った場合はすぐに水で冷やし、医療機関を受診**してください。
火が接しても着火しにくい**防炎製品のエプロンやアームカバーなどを使う**ことは、着衣着火による被害の拡大を防ぐためには有効です。特に高齢者は、燃えにくい防炎製品の着用を検討しましょう。

※衣類の生地の表面に細かい繊維が毛羽立っていると、わずかな炎が接触しただけで毛羽部分に火が着き一瞬のうちに表面に火が走る現象のこと。

消費者庁公表資料　2021 年 11 月 17 日
・着衣着火に御用心!毎年約 100 人の方が亡くなっています!-火に近づき過ぎない!火力の調節、適切な服装で事故予防-
https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_safety/caution/caution_055/assets/consumer_safety_cms205_211117_01.pdf
・(別添)着衣着火に関するデータ等
https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_safety/caution/caution_055/assets/consumer_safety_cms205_211117_02.pdf
---

□*大災害、原発事故対策*

[福島原発事故]
・食品中の放射性物質の検査結果について（１２６２報）（東京電力福島原子力発電所事故関連）
＜厚生労働省　2021 年 11 月 17 日＞　https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_22039.html
１　自治体の検査結果
旭川市、小樽市、岩手県、宮城県、仙台市、山形県、茨城県、柏市、東京都、文京区、神奈川県、横浜市、新潟県、山梨県、長野県、静岡県、滋賀県、大阪市、和歌山県
※ 基準値超過　２件
No.　1　長野県産　ハナイグチ　(Cs：120 Bq/kg)
No. 49　宮城県産　マツタケ　(Cs：290 Bq/kg)
２　緊急時モニタリング又は福島県の検査結果
※ 基準値超過　３件
No.　9　岩手県産　クロカワ　(Cs：160 Bq/kg)
No. 10　岩手県産　ムレオオフウセンタケ　(Cs：140 Bq/kg)
No. 11　産地不明　コウタケ　(Cs：150 Bq/kg)
３　国立医薬品食品衛生研究所における検査
※　基準値超過　なし

[原子力施設全般]
・核ごみ調査、１７日で１年　混迷続く処分地選定―北海道２町村

＜時事ドットコム　2021 年 11 月 17 日＞　https://www.jiji.com/jc/article?k=2021111600812&g=eco

高レベル放射性廃棄物（核のごみ）最終処分地選定の第１段階に当たる「文献調査」が、北海道寿都町と神恵内村で開始されてから１７日で１年。この間、住民らが参加して処分事業などについて意見交換する場が両町村に設置されたが、地元や近隣自治体の反対論は根強く、国内初の処分地選定は先行きが見通せない。

国は、原発の使用済み核燃料を再処理した後に残る核のごみを１０万年とも言われる長期間、保管する最終処分地を探している。文献調査は、原子力発電環境整備機構（ＮＵＭＯ）が２年程度かけて学術論文などを基に火山活動や断層がないことなどを確認するもので、掘削はしない。調査を受け入れた自治体や周辺自治体には国から最大２０億円が交付される。寿都町と神恵内村はそれぞれ基金として積み立て、地域振興に充てる計画だ。

寿都町では先月、調査の是非を争点に町長選が行われた。１年前に住民の意向を「肌感覚」でくみ取ったとして調査応募を決めた片岡春雄町長が再選を果たしたが、中止を掲げた対抗馬の得票数は片岡氏の約８割に上り、地元の意見がなお割れていることをうかがわせた。文献調査の後、掘削して地層を調べる第２段階の「概要調査」へ進むかどうか、住民投票で再び賛否を問う。

調査応募の動きが表面化してから、周辺自治体の一部は核のごみの持ち込み拒否を宣言する条例を制定し、交付金の受け取りも辞退した。寿都町、神恵内村で住民らが意見交換する場は月１回ペースで開催する計画だったが、新型コロナウイルスの影響で４回ずつにとどまっている。

概要調査への移行には、地元市町村長に加え、知事の同意が必要。核のごみについて「受け入れがたい」とする道条例を根拠に、鈴木直道知事は調査に反対している。

・<u>世界初の処分場、フィンランドに　日本、「住民意思の尊重」課題―核のごみ</u>

＜時事ドットコム　2021 年 11 月 17 日＞　https://www.jiji.com/jc/article?k=2021111600899&g=eco

原発から出る高レベル放射性廃棄物（核のごみ）の最終処分地選定へ、日本では１年前に調査が始まった。海外に目を向けると、北欧のフィンランドでは世界初の最終処分場が早ければあと数年で操業を開始する。スウェーデンでは建設地にめどが立ち、フランスの候補地では調査が大詰めを迎えている。

フィンランド南西部のオルキルオト島では、核のごみを地中深くに埋める処分場の建設が進む。地下４００～４５０メートルに設置され、同国内の原発５基から出る廃棄物を貯蔵する予定だ。

日本の経済産業省によると、フィンランドでは１９８３年以降、岩盤や地形を調べて候補地域を絞り込んだ上で、掘削調査を実施。２００１年に同島を処分地に決めた。

フィンランドの隣国、スウェーデンは０９年に処分地を選定。立地・建設許可を申請中で、３１年ごろに操業を始める計画だ。電力の７割を原発で賄うフランスも既に候補地を決め、日本の調査では最終段階に相当する地下施設での調査に入った。

一方、日本は００年に最終処分に関する法律を制定。０２年から調査を受け入れる自治体を公募したが、０７年に名乗りを上げた高知県東洋町は住民の反対で取り下げた。北海道寿都町と神恵内村で全国初の調査が始まったのは２０年秋だった。

日本では東京電力福島第１原発事故以降、原発に対する国民の信頼が揺らいだ。処分事業に詳しい東京電機大の寿楽浩太教授（科学技術社会学）は、フィンランドなどが先行する背景を「大きな原子力事故や不祥事が起きておらず、原発事業者や規制当局への国民の信頼が高い」などと分析。日本の現状に関しては、「地域の意思が間違いなく尊重されることを裏付けるルールや制度の整備に、まだ不十分な部分がある」との認識を示した。

・<u>高浜原発 3、4 号機用の MOX 燃料、仏から到着　2017 年以来</u>

＜毎日新聞　2021 年 11 月 17 日＞　https://mainichi.jp/articles/20211116/k00/00m/040/309000c

関西電力高浜原発 3、4 号機（福井県高浜町）で使用するため、フランスで製造したウラン・プルトニウム混合酸化物燃料（MOX 燃料）が 17 日朝、同原発の岸壁に到着した。仏で使用済み核燃料を再処理してプルトニウムを分離しウランと混ぜたもので、通常の原発で再利用する「プルサーマル発電」に使われる。同原発への MOX 燃料の搬入は 2017 年以来。

この日、岸壁の対岸では、関西の市民団体「老朽原発うごかすな！実行委員会」の木原壮林・元日本原子力研究所研究員（78）らが横断幕などを掲げ「プルサーマル運転反対」と訴えた。

[大災害対策]

・盛り土は許可制、罰則に懲役刑も　熱海土石流受け、静岡県が新条例

＜共同通信　2021 年 11 月 16 日＞

静岡県熱海市で 7 月に発生した大規模土石流を受け、県は 16 日、原因の一つとされる盛り土に関し、新条例を作る方針を明らかにした。従来の条例より規制を強化して罰則に懲役刑を加え、これまでの届け出制を許可制に変える。来年 7 月の施行を目指す。

新条例案は市町の担当者との協議会で示された。新たな罰則は「懲役 2 年以下もしくは 100 万円以下の罰金」とする方針。　大規模土石流は 7 月 3 日に発生。盛り土を含む約 5 万 6 千立方メートルの土砂が家屋を押し流しながら約 2 キロ下の港に到達した。26 人が死亡したほか、1 人が行方不明となった。

・「ユニークな夢」と笑われても　台風制御の研究者はあきらめない

＜朝日新聞　2021 年 11 月 16 日＞　https://www.asahi.com/articles/ASPCH7F6KPBMPLBJ009.html

****

[2] *[特集] 新型コロナウイルス感染症*

[状況]

◇省庁発表

・新型コロナウイルス　ゲノムサーベイランスによる系統別検出状況を掲載しました

＜厚生労働省　2021 年 11 月 17 日＞　https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/newpage_00061.html

・「都道府県別の懸念される変異株の国内事例数(ゲノム解析)」を掲載しました

＜厚生労働省　2021 年 11 月 17 日＞　https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/newpage_00054.html

・新型コロナウイルス感染症の無症状病原体保有者の発生について（空港検疫）

＜厚生労働省　2021 年 11 月 17 日＞　https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_22282.html

・新型コロナウイルス感染症の現在の状況と厚生労働省の対応について（令和３年 11 月 17 日版）

＜厚生労働省　2021 年 11 月 17 日＞　https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_22261.html

---

[対策・予防]

◇省庁発表

・水際措置に係る申請手続きシステムの運用を開始します

＜経済産業省　2021 年 11 月 17 日＞　https://www.meti.go.jp/press/2021/11/20211117004/20211117004.html

2021 年 11 月 5 日、水際対策に係る新たな措置（ワクチン接種証明書保持者に対する入国後の行動制限の見直し、外国人の新規入国制限の見直し）などを含む「水際対策強化に係る新たな措置（19)」が発表され、11 月 8 日からこの措置のための経済産業省所管業種の申請受付を開始しました。

・第 58 回新型コロナウイルス感染症対策アドバイザリーボード（令和 3 年 11 月 17 日）の資料を掲載しました。

＜厚生労働省　2021 年 11 月 17 日＞

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00294.html

---

◇ワクチン、検査薬、治療薬等

・予防接種法施行規則及び予防接種実施規則の一部を改正する省令（厚生労働省令第 178 号）

［官報］　令和 3 年 11 月 16 日　特別号外　第 89 号　1～3 頁

https://kanpou.npb.go.jp/20211116/20211116t00089/20211116t000890001f.html

〇厚生労働省令第 178 号

予防接種法（昭和二十三年法律第六十八号）第十一条及び附則第七条第一項の規定に基づき、予防接種法施行規則及び予防接種実施規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和 3 年 11 月 6 日　　厚生労働大臣　　後藤　茂之

予防接種法施行規則及び予防接種実施規則の一部を改正する省令

（予防接種法施行規則の一部改正）

第一条　予防接種法施行規則（昭和二十三年厚生省令第三十六号）の一部を次のように改正する。

次の表のように改正する。

改　正　後	改　正　前
附　則	**附　則**
第十八条　法附則第七条第二項の規定により法（第二十六条及び第二十七条を除く。）の規定を適用する場合においては、第四条第二項の規定にかかわらず、同条第一項の予防接種済証には、新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和二年一月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）であるものに限る。）に係る予防接種に関する次に掲げる事項を記載するものとする。	**第十八条**　法附則第七条第二項の規定により法（第二十六条及び第二十七条を除く。）の規定を適用する場合においては、第四条第二項の規定にかかわらず、同条第一項の予防接種済証には、新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和二年一月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）であるものに限る。）に係る予防接種に関する次に掲げる事項を記載するものとする。
一・二　　（略）	一・二　　（略）
三　被接種者が予防接種を受けた期日	三　被接種者が予防接種を受けた期日及び場所
四・五　　（略）	四・五　　（略）

様式第三を次のように改める。

―様式第三（附則第十八条の二関係）　新型コロナウイルス感染症　予防接種証明書　　省略―

（予防接種実施規則の一部改正）

第二条　予防接種実施規則（昭和三十三年厚生省令第二十七号）の一部を次の表のように改正す

（傍線部分は改正部分）

改　正　後	改　正　前
附　則	**附　則**
（新型コロナウイルス感染症の予防接種の初回接種）	（新型コロナウイルス感染症の予防接種に接種係る接種の方法）
第七条　新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の初回接種（次項及び次条において「初回接種」という。）は、次の各号に掲げるいずれかの方法により行うものとする。	**第七条**　新型コロナウイルス感染症に係る予防接種は、次の各号に掲げるいずれかの方法により行うものとする。
一～三　（略）	一～三　（略）
２　前項の規定にかかわらず、新型コロナウイルス感染症に係る予防接種（次条第一項に規定する追加接種を除く。）を受けた後に重篤な副反応を呈した場合その他前項各号に掲げる方法以外の方法で接種を行う必要がある場合には、同項各号に掲げる方法に準ずる方法であって、接種回数、接種間隔及び接種量に照らして適切な方法により初回接種を行うことができる。	２　前項の規定にかかわらず、新型コロナウイルス感染症に係る予防接種（次条第一項に規定する追加接種を除く。）を受けた後に重篤な副反応を呈した場合その他同項各号に掲げる方法以外の方法で接種を行う必要がある場合には、同項各号に掲げる方法に準ずる方法であって、接種回数、接種間隔及び接種量に照らして適切な方法で接種を行うことができる。
（新型コロナウイルス感染症の予防接種の追加接種）	
第八条　新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の追加接種は、一・ハミリリットルの生理食塩液で希	（新設）

釈した前条第一項第言回に掲げるワクチンを初回接種の終了後六月以上の間隔をおいて一回筋肉内に注射するものとし、接種量は、〇・三ミリリットルとする。 ２　前項の追加接種を行うに当たっては、新型コロナウイルス感染症に係る注射であって、前条に規定する注射に相当するものについては、当該注射を初回接種とみなす。	

附　則

（施行期日）

１　この省令は、令和三年十二月一日から施行する。

（様式に係る経過措置）

２　この省令の施行の際現にある第一条の規定による改正前の予防接種法施行規則様式第三により使用されている書類は、同条の規定による改正後の同令様式第三によるものとみなす。

・新型コロナワクチンに係る自治体向け通知・事務連絡等
＜厚生労働省　2021 年 11 月 17 日＞
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/vaccine_notifications.html

・新型コロナワクチンの予診票・説明書・情報提供資材
＜厚生労働省　2021 年 11 月 17 日＞
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/vaccine_yoshinhyouetc.html

・自費検査を提供する検査機関一覧を更新しました。
＜厚生労働省　2021 年 11 月 17 日＞
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryou/covid19-jihikensa_00001.html

---

・“３回目 原則２回目から８か月以上”厚生労働省 自治体説明
＜NHK　2021 年 11 月 17 日＞　https://www3.nhk.or.jp/shutoken-news/20211117/1000072713.html

・ワクチン 3700 万回分配送へ 来年２月と３月分として
＜テレ朝 news　2021 年 11 月 17 日＞　https://news.ksb.co.jp/ann/article/14483319

・接種証明、画像・コピーも可　行動制限、緩和を了承―コロナ分科会
接種証明、有効期限は設けない方針
＜時事ドットコム　2021 年 11 月 17 日＞
https://www.jiji.com/jc/article?k=2021111601072&g=pol

・ファイザー、コロナ飲み薬を米国で申請へ　低中所得国は特許料なしに
＜朝日新聞　2021 年 11 月 17 日＞　https://www.asahi.com/articles/ASPCK2JQ9PCKUHBI002.html
・ファイザーもコロナ「飲み薬」　米 FDA に緊急使用許可申請
＜FNN プライムオンライン　2021 年 11 月 17 日＞　https://www.fnn.jp/articles/-/271448

・「自宅で抗原検査」　各国の違いと注意点　新型コロナ　日米欧で広がる「自宅で抗原検査」
＜毎日新聞　2021 年 11 月 17 日＞
https://mainichi.jp/premier/health/articles/20211116/med/00m/100/015000c

・屋内マスク義務を緩和　米首都、ワクチン普及で
＜時事ドットコム　2021 年 11 月 17 日＞　https://www.jiji.com/jc/article?k=2021111700234&g=int
---

◇マスコミ報道　見出し
・コロナ病床、使用半数止まり　第 5 波医療体制、初の検証
＜共同通信　2021 年 11 月 16 日＞　https://nordot.app/833285145365692416?c=39546741839462401

・医療者用のコロナ診療手引を出版　患者と家族の面会手順も掲載
＜共同通信　2021 年 11 月 17 日＞　https://nordot.app/833484926497538048?c=39546741839462401

・コウモリの一部にウイルス抵抗性　宿主となる原因か、名古屋大など
＜共同通信　2021 年 11 月 16 日＞　https://nordot.app/833228487274151936?c=39546741839462401

◇コロナ下で睡眠に悪影響 2 割、スマホ長時間使用も要因　山形大が調査
＜アサヒシンブン　2021 年 11 月 16 日＞　https://www.asahi.com/articles/ASPCH72G9PCDUZHB006.html
　コロナ下で約 2 割の人の睡眠に悪影響が出ていて、特にスマホを長時間使うと目覚めが悪くなる――。山形大学睡眠マネジメント研究センター（センター長・山内泰樹工学部教授）が実施した「睡眠と生活に関するアンケート」で、そんな様子が浮かび上がった。
　センターでは快適な睡眠について研究しており、コロナ禍で在宅勤務や自宅学習が増えて健康や睡眠に影響が出ていないかを調べようと、山形県米沢市と市教育委員会の協力を得た。今年 2 月と 5 月、市民を対象にアンケートを実施。「生活」「健康」「寝室環境」「睡眠」について小学生から一般まで計 567 人の回答を得た。
　コロナ禍による生活の変化では、「運動習慣の向上」「スマホの使用時間の増加」「食べ過ぎの増加」が上位に挙がった。
　報告書では、「ステイホーム時間が増えたことに起因している」と分析し、スマホの使用時間増については「友人との対面での交流が制限され、インターネットで情報を得る潮流が確認された」とした。
　また、睡眠と健康に関しては、すべての年齢層で 60～70%には変化がほとんどみられなかったものの、15～25%は睡眠に関して満足度などが悪くなっていた。「よくなった」との回答はほとんど無く、「一定数の人に影響が出ていることは明らか」とした。
　特に、スマホを 3 時間以上使用している人のうち、高校生は約 6 割、大学生を含む 20 代は半数以上、30～40 代の女性は 4 割が、「目覚めの悪さ」を自覚していたという。
　これらのことから、報告書では、コロナ禍が「心身の健康被害に関連の深い睡眠の質に影響していることを注視し、対策を立てる必要がある」とし、今後、「コロナ禍と一言で片付けず、何が要因で引き起こされているかまで、プロセスをきめ細かく調査し、対応する必要がある」とまとめた。
　山内センター長が 10 月、報告書を同市の大河原真樹副市長に手渡した。大河原副市長は「詳細にアンケートしてもらい、ありがたい。市の健康長寿への施策に生かしていきたい」と話した。
****

[3] *環境関連法改正情報*
◇環境関連法改正情報（2021年10月分）を更新しました
＜産業環境管理協会(JEMAI)　2021年11月11日＞　https://www.e-jemai.jp/jemai_club/act_amendment/
更新された情報は、労働安全衛生法、農薬取締法、PRTR法（特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律）　、高圧ガス保安法、オゾン層保護法、環境基本法 、水質汚濁防止法。
****

[4] 特定物質等の規制等によるオゾン層の保護に関する法律第四条第二項の規定に基づき製造数量の許可申請受付期間を定める件（経済産業省告示第 223 号）
　　［官報］　令和3年11月17日　本紙　第618号　7頁

https://kanpou.npb.go.jp/20211117/20211117h00618/20211117h006180007f.html

〇経済産業省告示第 223 号

特定物質等の規制等によるオゾン層の保護に関する法律（昭和六十三年法律第五十三号）第四条第二項の規定に基づき、令和四年一月一日から同年十二月三十一日までの規制年度におけるオゾン層を破壊する物質に関するモントリオール議定書附属書Ｆのグループ Ｉ 及びグループⅡに属する物質の製造数量に係る同項の経済産業大臣が告示する期間を次のように定める。

令和３年 11 月７日　　経済産業大臣　　萩生田光一

特定物質等の規制等によるオゾン層の保護に関する法律第四条第二項の経済産業大臣が告示する期間は、令和三年十一月三十日から同年十二月七日とする。ただし、当該規制年度の状況等により、随時製造数量の許可を行うことが必要な場合にあっては、この限りではない。

****

[5] 「化審法の施行状況（令和2年）」を公開しました。

＜経済産業省　2021年11月9日＞

https://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/kasinhou/files/information/sekou/sekou_R2.pdf

目次

１．化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（化審法）の概要
化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（化審法）の概要　3
化審法の体系　4
２．新規化学物質の事前審査及び確認
新規化学物質の届出件数の推移　6
新規化学物質の用途別届出状況（令和２年度）　7
新規化学物質の用途別届出件数の推移　8
新規化学物質の判定結果（令和２年度）　9
低生産量新規化学物質の確認件数の推移　10
低生産量新規化学物質の用途別確認状況（令和２年度）　11
少量新規化学物質申出件数の推移　12
少量新規化学物質の用途別申出状況（令和２年度）　13
中間物・閉鎖系等用途・輸出専用品の確認件数の推移　14
少量中間物等制度における確認件数の推移　16
低懸念高分子化合物の確認件数の推移　17
３．上市後の化学物質の継続的なリスク評価
一般化学物質の製造・輸入実績の届出　19
優先評価化学物質の詳細な用途別出荷量等の把握　20
化審法スクリーニング評価・リスク評価の全体像　21
有害性情報の報告制度　22
４．化学物質の性状に応じた規制措置
第一種特定化学物質の新たな指定（ＰＯＰｓ条約対応）　24
監視化学物質の製造・輸入数量の推移　25
第二種特定化学物質の出荷数量の推移　26

****

[6] 化管法SDS制度に関するQ&Aの更新について

＜経済産業省　2021年11月10日＞　https://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/law/qa/3.html

****

[7] *健康安全*

◇世界の喫煙者、減少傾向続く　人口増でも、WHO 歓迎

＜共同通信　2021 年 11 月 16 日＞　https://nordot.app/833325756285435904?c=39546741839462401

世界保健機関（WHO）は 16 日、世界の喫煙者が 2020 年は 13 億人で、喫煙者率は 15 歳以上人口の 22.3%（男性 36.7%、女性 7.8%）だったと発表した。世界人口の増加が続く中、喫煙者は数も割合も減少が続いている。今後もこの傾向は維持される見通しとして WHO は歓迎している。

00 年の喫煙者率は 32.7%(男性 49.3%、女性 16.2%)だった。20 年の喫煙者率は年代別では 45～54 歳が 28.5%と最も高く、特にこの年代の男性は 46.9%に上った。女性で最も高いのは 55～64 歳で 10.8%。

****

[8] ***農薬***

◇農薬登録情報ダウンロードを更新しました。

＜農林水産消費安全技術センター(FAMIC)　2021年11月12日＞　http://www.acis.famic.go.jp/ddownload/

****

[9] ***肥料***

◇肥料の登録の有効期間を更新した件（農林水産省告示第 1979 号）

［官報］　令和 3 年 11 月 17 日　本紙　第 618 号　3～7 頁

https://kanpou.npb.go.jp/20211117/20211117h00618/20211117h006180003f.html

肥料の登録の有効期間更新 168 件が公示された。

◇生産業者及び輸入業者の住所の変更に係る届出があった件（農林水産省告示第 1980 号）

［官報］　令和 3 年 11 月 17 日　本紙　第 618 号　7 頁

https://kanpou.npb.go.jp/20211117/20211117h00618/20211117h006180007f.html

肥料の生産業者及び輸入業者の住所の変更４件が公示された。

◇肥料の登録が失効した件（農林水産省告示第 1981 号）

［官報］　令和 3 年 11 月 17 日　本紙　第 618 号　7 頁

https://kanpou.npb.go.jp/20211117/20211117h00618/20211117h006180007f.html

肥料の登録失効５件が公示された。

****

[10] ***食品安全衛生関係***

◇食品安全関係情報を更新しました

＜内閣府食品安全委員会　2021年11月8日＞

http://www.fsc.go.jp/fsciis/foodSafetyMaterial/search?year=&from=struct&from_year=2021&from_month=10&from_day=9&to=struct&to_year=2021&to_month=10&to_day=22&max=100

10月9日～10月22日の海外情報が更新された。食品安全総合情報システムで検索できる。

◇食品安全情報（化学物質）　No.23（2021)を掲載しました。

＜国立医薬品食品衛生研究所(NIHS)　2021年11月11日＞

http://www.nihs.go.jp/dsi/food-info/foodinfonews/2021/foodinfo202123c.pdf

食品の安全性に関する国際機関や各国公的機関等の最新情報が紹介されている。

◇食品関連情報（食品中の化学物質に関する情報）

＜国立医薬品食品衛生研究所(NIHS)　2021年11月11日＞

http://www.nihs.go.jp/dsi/food-info/chemical/index-topics.html

「食品安全情報」(隔週刊)からトピックス抜粋の以下の項目が更新された。

〇二酸化チタンについて

◇「「食品中の食品添加物分析法」の改正について」の一部訂正について（令和3年11月11日薬生食基発1111第1号・薬生食監発1111第1号）

＜厚生労働省　2021年11月12日＞　https://www.mhlw.go.jp/hourei/doc/tsuchi/T211112I0020.pdf

****

[11] ***調査、公募、意見募集等***

[公募、意見募集等]

◇「食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件（案）」（農薬等（アルベンダゾール等9品目）の残留基準の改正等）に関する御意見の募集について

＜厚生労働省　2021年11月12日＞

https://public-comment.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCMMSTDETAIL&id=495210281&Mode=0

****

[12] ***その他省庁発表***

◇大学、短期大学及び高等専門学校の設置等に係る認可の基準の一部を改正する告示（文部科学省告示第192号）

［官報］　令和3年11月17日　本紙　第618号　2～3頁

https://kanpou.npb.go.jp/20211117/20211117h00618/20211117h006180002f.html

〇文部科学省告示第192号

大学、短期大学及び高等専門学校の設置等に係る認可の基準の一部を改正する告示を次のように定める。

令和3年11月17日　　文部科学大臣　　末松　信介

大学、短期大学及び高等専門学校の設置等に係る認可の基準の一部を改正する告示

大学、短期大学及び高等専門学校の設置等に係る認可の基準（平成十五年文部科学省告示第四十五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、これを加える。

改　正　後	改　正　前
大学、短期大学及び高等専門学校の設置等に係る認可の基準 **附　則** １　［略］ ２　令和三年度の大学等の入学者のうち、次の各号のいずれかに該当する者の数については、第一条第一項第三号に定める平均入学定員超過率の算定に当たり入学者の数に含まないものとする。 一　新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和二年一月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）である感染症をいう。）の病原体に感染したこと又は感染したおそれのあることなどにより、当該大学等の入学者を選抜するための試験を予定の日に受験することができず、当該大学等の定めるところにより後日行われた試験を受験して合格し、入学した者 二　令和三年二月十三日に発生した福島県沖を震源とする地震により被害を受けた地域の交通機関が復旧していないことなどにより、当該大学等の入学者を選抜するための試験を予定の日に受験することができず、当該大学等の定めるところにより	大学、短期大学及び高等専門学校の設置等に係る認可の基準 **附　則** １　［同上］ ２　令和三年度の大学等の入学者のうち、次の各号のいずれかに該当する者の数については、第一条第一項第三号に定める平均入学定員超過率の算定に当たり入学者の数に含まないものとする。 一　新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和二年一月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）である感染症をいう。）の病原体に感染したこと又は感染したおそれのあることなどにより、当該大学等の入学者を選抜するための試験を予定の日に受験することができず、当該大学等の定めるところにより後日行われた試験を受験して合格し、入学した者 二　令和三年二月十三日に発生した福島県沖を震源とする地震により被害を受けた地域の交通機関が復旧していないことなどにより、当該大学等の入学者を選抜するための試験を予定の日に受験することができず、当該大学等の定めるところにより

後日行われた試験を受験して合格し、入学した者 ３　［略］ ４　令和四年度の大学等の入学者のうち、附則第二項第一号に該当する者の数については、第一条第一項第三号に定める平均入学定員超過率の算定に当たり入学者の数に含まないものとする。	後日行われた試験を受験して合格し、入学した者 ３　［同上］ ［項を加える。］
備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である	

附　則

この告示は、公布の日から施行する。

◇スーパーコンピュータ「富岳」のスパコンランキング結果について

＜文部科学省　2021 年 11 月 17 日＞　https://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/mext_00813.html

スーパーコンピュータ「富岳（ふがく）」がスパコンランキング（TOP500, HPCG, HPL-AI, Graph500）において、令和２年６月から、４期連続で世界１位を獲得しましたのでお知らせします。

****

[13] *関連会議等の開催案内、記録・報告、資料等*

[開催案内]

・薬事・食品衛生審議会(食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会)　　10 月 22 日

＜厚生労働省　2021 年 11 月 17 日＞　https://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/shingi-yakuji_127891.html

１ 食品中の残留農薬等に係る基準の設定について

２ その他

・「薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会器具・容器包装部会（オンライン会議)」を開催します（開催案内）　　11 月 24 日

＜厚生労働省　2021 年 11 月 17 日＞　https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_22116.html

（１）「食品用器具及び容器包装における再生プラスチック材料の使用に関する指針（ガイドライン）について」の個別の安全性の照会について

（２）その他

・厚生科学審議会　令和３度第１回医薬品医療機器制度部会（ペーパーレス）　資料　　11 月１８日

＜厚生労働省　2021 年 11 月 17 日＞　https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_22281.html

１．　部会長選出及び会長代理の指名について

２．　医薬行政の最近の動きについて

３．　緊急時の薬事承認の在り方について

４．　その他

・厚生科学審議会科学技術部会全ゲノム解析等の推進に関する専門委員会（第６回）資料　　11 月 18 日

＜厚生労働省　2021 年 11 月 17 日＞　https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_22148.html

---

[開催記録、報告、資料等]

・第８回新型コロナワクチン自治体説明会資料　　11 月 17 日

＜厚生労働省　2021 年 11 月 17 日＞　https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_22258.html

（１）新型コロナウイルスワクチンの接種体制確保について⑨

（２）Ｖ－ＳＹＳについて⑧

****

[14] *その他*

◇インフルエンザ、感染症関係

・兵庫県姫路市における高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜の確認（家きん国内４例目）について

＜環境省　2021 年 11 月 17 日＞　http://www.env.go.jp/press/110233.html

・兵庫県における高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜の確認（国内４例目）及び「農林水産省鳥インフルエンザ防疫対策本部」の開催について
＜農林水産省　2021 年 11 月 17 日＞　https://www.maff.go.jp/j/press/syouan/douei/211117.html

・兵庫・姫路の養鶏場で鳥インフル感染確認 15 万５千羽を殺処分へ
＜朝日新聞　2021 年 11 月 17 日＞
https://www.asahi.com/articles/ASPCK34QFPCKPIHB002.html?iref=com_latestnews_01

◇*新化学物質、化学物質新利用技術等*

・線虫で膵臓がん判別　尿１滴から、来年実用化へ
＜時事ドットコム　2021 年 11 月 17 日＞　https://www.jiji.com/jc/article?k=2021111600757&g=eco

体長１ミリほどの線虫を使い、１滴の尿から早期のがんも検知する検査を実用化したベンチャー企業「ＨＩＲＯＴＳＵバイオサイエンス」（東京）は１６日、遺伝子改変した線虫を使い、早期発見が困難な膵臓（すいぞう）がんの判別に成功したと発表した。尿による簡便な検査で判別できれば、早期治療につながると期待される。同社は来年中の実用化を目指すとしている。

がん患者の呼気や尿には、特有のにおいがあることが知られている。同社の広津崇亮社長は九州大助教だった２０１５年、嗅覚が発達している実験動物の線虫Ｃ・エレガンスを使い、高精度でがんを検知する手法を開発。同社を設立し検査サービスを始めたが、がんの種別までは判別できなかった。

同社は、線虫の嗅覚受容体を詳しく解析し、膵臓がん患者の尿にのみ反応する遺伝子を特定。この遺伝子を働かなくした線虫は、胃がんや肺がんなど他のがん患者の尿には近づく一方、膵臓がん患者の尿にだけ近づかなかった。

膵臓がん患者とその他のがん患者の尿を使った実験では、膵臓がんを正しく判別する割合（感度）は１００％、その他のがんを正しく判別する割合（特異度）は９１．３％だった。

広津社長は「１５年の発表当時から、がん種の特定を目指してきた。他のがん種についても、早期発見が難しい、ニーズの高いものから取り組みたい」と話している。

◇*その他*

・地方活性化に向けた文科省新制度、応募低調　大学側「ハードル高い」
＜朝日新聞　2021 年 11 月 16 日＞　https://www.asahi.com/articles/ASPCD63JWPCDUTIL020.html

地方活性化につながる取り組みを打ち出した地方の国立大学に、学生の定員増を認める――。文部科学省がそんな新制度を創設して各大学から提案を募ったが、初年度となる 2022 年度は「該当校なし」と決まった。提案したのも 2 校だけ。何があったのか。

安倍晋三政権が掲げた「地方創生」の一環として STEAM（科学、技術、工学、芸術、数学）に優れた人材を育成しようと、政府は昨年度、首都圏の 1 都 3 県を除いた道府県にある国立大について、22 年度から定員増を認める方針を閣議決定した。少子化による 18 歳人口の減少もあり、政府は原則として定員増を認めてこなかったが、特例的に増員を可とする新制度を設けることにした。

文科省は学部の改組などを想定し、大学からの申請の受け付けにあたって五つの要件を掲げた。地域の大学進学率や学生の流出入状況などの分析が根拠をもって行われ、定員増の必要性が説明されている▽地域の各団体と協議の場を設け、定員増が地元の意向を反映している▽地域のニーズと学部の特色の関係性が明確になっている▽ほかの学部の定員を見直すなど適切な学生や教員の配置がなされている▽地域活性化につながる中長期的な目標を設定している――を満たした大学を採択するとした。

今年 6 月に公募し、2 大学が…
****

[付録]

◇日大背任事件 日大の田中理事長側に少なくとも 9000 万円提供か　*上記［1］関係*
＜NHK　2021 年 11 月 18 日＞　https://www3.nhk.or.jp/news/html/20211118/k10013352031000.html

日本大学の付属病院をめぐる背任事件で、起訴された大阪の医療法人の前理事長らが日大の田中理事長側にこれまでに少なくとも現金 9000 万円を提供した疑いがあることが、関係者への取材で分かりました。
東京地検特捜部が関係先として田中理事長の自宅を捜索した際、1 億円を超える現金が見つかったということで、特捜部は国税当局とも連携し、資金の流れを調べるものとみられます。
田中理事長は特捜部の任意の調べに対し、現金の授受を否定しているということです。
日本大学の理事だった井ノ口忠男被告（64）と大阪市に本部がある大手医療法人「錦秀会」の前理事長、籔本雅巳被告 (61) は、日本大学医学部附属板橋病院の建て替え工事などをめぐる取り引きで、合わせておよそ 4 億 2000 万円を籔本前理事長側に流出させ、大学に損害を与えたとして背任の罪で起訴されました。
関係者によりますと、2 人の供述などから、日大の田中英壽理事長側にこれまでに、少なくとも合わせて現金 9000 万円が提供された疑いがあることが新たに分かりました。
このうち 3000 万円は建て替え工事をめぐる事件で、業務を受注した業者から籔本前理事長の会社に 2 億 2000 万円が送金された直後の去年 8 月に提供された疑いがあるということです。
この事件では、東京地検特捜部が関係先として田中理事長の自宅を捜索をした際、1 億円を超える現金が見つかっていたことも新たに分かり、特捜部は国税当局とも連携し、引き続き資金の流れの解明を進めるものとみられます。
関係者によりますと、田中理事長は、特捜部の任意の調べに対して籔本前理事長らから現金を受け取ったことを否定しているということです。
日本大学は、NHK の取材に対して「理事長の自宅から見つかった現金は役員報酬や理事長の妻が経営する飲食店の利益などで、税務申告は適切に行っていると聞いています」とコメントしています。

・日大理事長、８０００万円無申告か…医療法人側から「謝礼」受領
＜読売新聞　2021 年 11 月 17 日＞　https://www.yomiuri.co.jp/national/20211116-OYT1T50321/
日本大学の田中英寿理事長（７４）が昨年までの３年間に、同大付属病院を巡る背任事件で逮捕・起訴された医療法人前理事長らから、病院の調達に参入したことへの「謝礼」などとして少なくとも８０００万円を受領した疑いのあることがわかった。東京地検特捜部は、田中理事長が謝礼金などを税務申告しておらず、所得税法に抵触する可能性があるとみて、国税当局と連携して資金の流れの解明を進めている。

自宅に億単位の現金

関係者によると、田中理事長は昨年８月７日、大阪市の医療法人「錦秀会」前理事長・籔本雅巳被告（６１）から現金で３０００万円を提供された。この日は日大医学部付属板橋病院（東京都板橋区）の建て替え計画を巡り、籔本被告の医薬品関連会社に２億２０００万円が送金された２日後だった。
このほか、籔本被告らから昨年までの３年間で少なくとも５０００万円を受け取ったとみられ、特捜部は、いずれも田中理事長個人の所得にあたる可能性が高いとみている。この間の田中理事長による税務申告は、主に日大理事長としての報酬と、保有する不動産関連の収入だったという。
田中理事長を巡っては、特捜部が今年９、１０月に飲食店兼自宅（杉並区）を捜索した際、１億円以上の現金があったことを確認したほか、現金を束ねる帯封を押収していたことも判明。特捜部は現金が自宅で保管されていた経緯なども慎重に調べている。
特捜部は田中理事長から複数回、任意での事情聴取を実施。田中理事長は背任事件への関与を否定し、籔本被告らからの現金についても、「もらっていない」と供述したという。
日大は読売新聞の取材に対し、理事長宅に保管されていた現金は１億～２億円だとした上で、「飲食店の利益や理事長の役員報酬など、理事長や夫人の個人的な財産だとの説明を受けている」と回答。田中理事長の税務申告についても「適切に処理しているものと認識している」と答えた。

４億円超の損害額

一方、特捜部は１６日、医療機器の調達を巡って日大に損害を与えたとして、元日大理事で、日大の関連会社「日本大学事業部」元取締役の井ノ口忠男被告（６４）と、籔本被告を背任罪で追起訴し、コンサルタント会社代表の吉田徹也容疑者（５０）も在宅起訴した。吉田容疑者のコンサル会社は日大事業部から委託を受け、調達に関与していたという。

発表では、３人は共謀し、３～８月、板橋病院で使う画像診断機や電子カルテシステムといった医療機器をメーカーから調達する際、籔本被告側の会社に計約１億９８００万円を流出させるため、日大に同額分を過大に支出させる契約を締結させるなどしたとしている。

特捜部が認定した日大の損害額は、板橋病院の設計業務契約を巡る最初の起訴分と合わせて計約４億２０００万円になった。井ノ口被告は籔本被告から、知人に売却した会社を通じて計約９３００万円を受領したとみられている。

********** 以上 **********